

(第102号議案)

中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、<u>845,500円</u>とする。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の24、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の144を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p><u>13 平成24年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の24」とあるのは、「100分の22」とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成24年1月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (給料の額)</p> <p>第2条 教育長の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、<u>847,200円</u>とする。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の24、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の144を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～12 (略)</p>

(参 考)

第2条関係

	給料月額
現 行	847,200
改正案	845,500
差	△1,700